

那珂市議会産業建設常任委員会記録

開催日時 令和2年9月9日（水）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 大和田和男 委員 石川 義光

委員 花島 進 委員 木野 広宣

委員 福田耕四郎

欠席委員 副委員長 小池 正夫

職務のため出席した者の職氏名

議長 福田耕四郎 事務局長 渡邊 荘一

次長 横山 明子 書記 小泉 隼

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐職以上と発言者）

副市長 谷口 克文

財政課長 大内 正輝

財政課長補佐 浜名 哲士

産業部長 高橋 秀貴

農政課長 浅野 和好

農政課長補佐 綿引 勝也

商工観光課長 石井 宇史

商工観光課長補佐 秋山雄一郎

建設部長 中庭 康史

土木課長 今瀬 博之

土木課長補佐 川崎 慶樹

土木課長補佐 海野 英樹

管理G長 村山 知明

都市計画課長 高塚 佳一

都市計画課長補佐 水野 泰男

建築課長 渡邊 勝巳

建築課長補佐 金田 尚樹

上下水道部長 根本 雅美

下水道課長 金野 公則

下水道課長補佐 猪野 嘉彦

水道課長 澤島 克彦

水道課長補佐 矢崎 忠

農業委員会事務局長 海老澤美彦

農業委員会事務局長補佐 綿引 稔

請願者 村田 深

会議に付した事件

(1) 議案第61号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第5号）

…原案のとおり可決すべきもの

(2) 議案第65号 令和2年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）

…原案のとおり可決すべきもの

(3) 議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

…原案のとおり認定すべきもの

(4) 議案第66号 令和元年度那珂市水道事業会計決算の認定について

…原案のとおり認定すべきもの

(5) 請願第3号 自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」の慎重審議を求める意見書提

出を求める請願

…継続審査とすべきもの

(6) 公共下水道全体計画の見直し等について

…執行部より報告あり

(7) 茨城県市議会議長会令和2年度第1回議員研修会の参加者について

…大和田委員長に決定

(8) 産業建設常任委員会調査事項について

…今後の調査について協議

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前9時59分）

委員長 皆様、おはようございます。

開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また、入り口付近に設置しております消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

そして、残暑続く中、委員の皆様及び執行部の皆様におかれまして、産業建設常任委員会ご参集賜り誠にありがとうございます。

コロナウイルスも少し落ち着いてきたのかなんていう気もしますが、気を緩めることなくコロナ対策のほう、ご尽力引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は5名でございます。欠席委員は小池委員1名であります。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

執行部におかれましては、連日常任委員会ということで大変ご苦労さまでございます。

今、委員長からお話がありましたけれども、本当に今年は残暑が地方によっては記録的なそういう残暑ということで、大分那珂市も残暑が厳しい中でございます。ひとつ、そういう中で暑さに負けずに慎重なるご審議を賜りたいと、よろしくお願いをいたします。

大変ご苦勞さまでございます。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は産業建設常任委員会にご出席、大変お疲れさまでございます。

本日は決算及び議案4件、協議報告案件が1件でございます。ご審議のほどよろしくお
願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。審議をスムーズに進行する
ため、担当課ごとに審議をいたします。

あらかじめご連絡いたします。本日の議題の中で、請願第3号につきましては、説明者
が出席する都合上、午前11時頃からの審議とさせていただきます。その際は、会議次第
の順番を入れ替えて審議いたしますので、ご了承を賜りますようよろしくお願いいたします
ます。

それでは、初めに議案第61号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第5号）を議題
といたします。

財政課より一括してご説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。外関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願
いいたします。

それでは、那珂地方公平委員会特別会計予算の最後のページ、6ページの次のページ
をお願いいたします。

議案第61号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたしま
す。

13ページをお願いいたします。

歳出になります。款項目、補正額の順にご説明いたします。

下段になります。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費544万4,000円、
5目農地費400万円。

14ページをお願いいたします。

中段になります。7款土木費、1項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費420万
6,000円。7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費891万2,000円。

18ページをお願いいたします。

下段になります。12款諸支出金、3項償還金、1目償還金3,942万2,000円。国県負
担金等返納金でございます。このうち農政課関係が3万5,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、ご異議なしと認め、議案第 61 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 06 分)

再開 (午前 10 時 07 分)

委員長 それでは、再開いたします。

委員の皆様申し上げます。ここからは担当課ごとに所管の議案等の審議を行います。

今回は決算認定の審議がございます。決算認定の質疑につきましては、説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結いたします。

なお、議案第 68 号の決算認定についての討論及び採決は、全ての該当項目への質疑・答弁が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから、簡潔かつ明瞭に説明をお願いいたします。決算の説明については、不用額等、特に説明が必要な場合はその説明を加えてください。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に 10 部提出してください。

それでは、順次審議に入ります。

下水道課が出席しております。

議案第 65 号 令和 2 年度那珂市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

執行部よりご説明をお願いいたします。

下水道課長 下水道課長の金野です。外職員 3 名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第 65 号 令和 2 年度那珂市下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

議案書、議案第 65 号をお願いいたします。

総則、第 1 条、令和 2 年度那珂市下水道事業会計補正（第 1 号）は、次に定めるところによる。

資本的支出の補正、10 ページをお開きください。

令和 2 年度那珂市下水道事業会計補正予算（第 1 号） 予算明細書、資本的支出。

支出になります。款項目、補正予定額の順に説明いたします。

1 款下水道事業資本的支出、3 項企業債償還金、1 目企業債償還金、補正予定額 2 万円。

こちらにつきましては、企業債借入れに際し、償還金不足の補正になります。

最初のページ、1 ページにお戻りください。

下段になります。特例的収入及び支出の補正、第 3 条、予算第 4 条の 2、本文中「9,145 万 2,000 円及び 1 億 2,694 万円」を「1 億 1,891 万円及び 9,707 万 5,000 円」に改める。こちらにつきましては、未収金及び未払金の額の確定による補正になります。

説明は以上になります。

委員長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

花島委員 未収金というのは、どんな項目でいくらぐらいずつあるんでしょうか。

下水道課長補佐 お答えします。

こちらの未収金は、本年度から地方公営企業法の適用になったことに伴い、令和元年度の未収金でございます。

内訳としましては、一番多いのが使用料になります。3 月末日が納期限だったものにつきましては 4 月に収入にすることから、こちら未収金の大半を占めるものでございます。その他、受益者負担金、災害に伴う県、国からの災害復旧事業補助金等が主なものでございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

（なし）

委員長 ほかにはないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 65 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 65 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(下水道課所管部分)を議題といたします。

まず、一般会計の所管部分について執行部より一括してご説明をお願いします。

下水道課長 それでは決算書 144 ページをお開きください。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、下水道所管事業につきましては、その次のページ、147 ページになります。お願いいたします。

ページ右上、浄化槽設置補助事業 3,259 万 3,136 円でございます。

内容につきましては、合併浄化槽設置費補助 80 基分になります。この 80 基には、単独処理浄化槽撤去費補助と宅内配管工事費補助がそれぞれ 20 基含まれております。

説明は以上でございます。

なお、令和元年度決算主要施策調書につきましては、94 ページとなります。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、質疑に入ります。質疑はございませんか。

木野委員 施策調書の 94 ページなんですけれども、前年度から比べるとどれぐらいの数が増えていますかね。

それとあと、10 人槽は今回ゼロになっていますけれども、前回もやっぱり同じですかね。その辺をお願いします。

下水道課長 前年度との比較でございますけれども、平成 30 年度事業決算につきましては 1,826 万円でございますので、大体 1.8 倍でございます、金額ベースは。

あと浄化槽の基数でございますけれども、こちらに記載のあるとおり、平成 30 年度は 59 基でございます。

また、10 人槽につきましては、平成 30 年度につきましては 1 基の実績がございます。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、下水道事業特別会計の歳入歳出について、執行部より一括してご説明をお願いいたします。

下水道課長 それでは、決算書 181 ページをお開きください。

上段部になります。7 款土木費、3 項都市計画費、4 目下水道事業費 6 億 547 万 3,000 円。一般会計から下水道事業特別会計への繰出金になります。

続きまして、298 ページをお開きください。

下水道事業特別会計、歳入になります。款項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金 6,323 万 7,400 円。1,240 件分の受益者負担金になります。収入未済額でございますけれども、516 万 3,500 円につきましては、生活困窮等が主な理由での滞納額となります。収納率は 91.5%でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 4 億 1,887 万 2,255 円。下水道使用料になります。収入未済額 9,313 万 6,612 円につきましては、3 月末が納期限となる使用料の大部分を 4 月に水道事業者からの収入としておりますが、下水道の地方公営企業法適用に伴う打切決算に伴い、一旦これを未収金として整理した後に、翌年度に収入とするため、出納閉鎖期間があった昨年度と比べた場合、大幅な収入未済額となっております。

なお、打切決算がなかった場合でございますけれども、収納率は 97.6%と昨年と同率になります。

2 項手数料 96 万 9,000 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 2 億 2,882 万 2,000 円。下水道事業の国庫補助金になります。

4 款県支出金、1 項県補助金 150 万円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 5 万 2,552 円。

続きまして、300 ページをお開きください。

6 款繰入金、1 項繰入金 9 億 7,209 万 4,479 円。さきに説明いたしました一般会計からの繰入金と下水道事業公営企業会計の移行に伴う下水道事業基金繰入金になります。

7 款繰越金、1 項繰越金 8,618 万 7,546 円。

8 款諸収入、1 項諸収入 823 万 8,333 円。消費税還付金及び消費税還付加算金になります。

9 款市債、1 項市債 5 億 8,050 万円。公共下水道事業債、繰越明許分も含めました流域下水道事業債、資本費平準化債及び次のページ、303 ページ右上、上段になりますが、公営企業会計適用債になります。

続きまして、304 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 8,345 万 3,004 円。25 節の積立金 3 億 6,885 万 4,000 円の不用につきましては、下水道の公営企業会計への移行に伴い下水道事業基金が廃止となることから、引継金の一部とするため執行しておりません。

続きまして、306 ページをお開きください。

2 目維持管理費 1 億 8,287 万 4,612 円。主にマンホールポンプ施設や流量計の光熱費、修繕費、施設管理委託料などの維持管理費及び那珂久慈流域下水道への汚水処理料として支払います維持管理負担金になります。

不用額の主なものでございますけれども、下水道の地方公営企業法適用に伴う打切決算に伴い、通常出納閉鎖期間までに支払うものを未払金と整理しているためでございます。

19 節負担金、補助金及び交付金の不用額 6,204 万 7,500 円は、通常 4 月に支払う那珂久慈流域下水道への汚水処理費負担金になります。

2 款下水道建設費、1 項下水道建設費、1 目公共下水道費 8 億 549 万 5,144 円。主に職員人件費のほか、額田、後台、中里、菅谷地区の管路施設等の整備費になります。

不用額の主なものについては、委託料、工事費の請負差金になります。補償費につきましては、水道移設補償の査定減によるものでございます。

続きまして、308 ページをお開きください。

2 目流域下水道費 2,063 万 1,000 円。那珂久慈流域下水道事業に係る現年及び繰越明許分の市町村建設負担金になります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金 6 億 7,240 万 774 円。下水道事業に伴います起債償還金の元金になります。

2 目利子 1 億 5,491 万 8,058 円。下水道事業に伴います起債償還の利子になります。不用額につきましては、見込みよりも低利で借入れができたことによる利息の差額分でございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円。

説明は以上でございます。

なお、令和元年度決算主要施策調書につきましては、131 ページと 132 ページになります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございますか。

石川委員 299 ページの未収額というものをちょっと具体的に教えていただけますか。未収額の意味を。

下水道課長補佐 お答えします。

未収金とは、調定額から収入済額を引いて、不納欠損額を引いた額を収入未済額というふうに計算しています。調定額というのは、市民の皆様にお届けしました納付書に書かれている金額とさせていただければと思います。

それで、収入済額ですが、今年の 4 月から 3 月 31 日までの間に収入した金額を入れまして、不納欠損は生活困窮等の理由により歳入することが困難であると認めた額を不納欠損として、差額を収入未済額として計算しています。

通常ですと、4 月、5 月が出納閉鎖期間ということで、3 月末が納期限のものも 4 月、5 月に収入することができますが、今回につきましては、地方公営企業法適用に伴いまして 3 月 31 日現在で収入を打ち切ります。したがって、通常ですと 97% 程度の収納率で受け取ることができるのですが、今回に限りますと 80% 台の低い収納率となっております。

ざいます。

主なものとしましては、3月末日が納期限となっております下水道の使用料が主なものになってございます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようなので質疑を終結いたします。

続きまして、農業集落排水整備事業特別会計の歳入歳出について、執行部より一括してご説明をお願いいたします。

下水道課長 それでは、決算書の161ページをお開きください。

中段になります。5款農林水産費、1項農業費、7目集落排水整備費2億6,848万5,000円。一般会計からの農業集落排水整備事業特別会計への繰入金になります。

続きまして、330ページをお開きください。

農業集落排水整備事業特別会計、歳入になります。款項、収入済額の順にご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金1億791万8,000円。1,237件の事業費分担金になります。収入未済額413万3,681円につきましては、生活困窮等が主な理由での滞納額となります。収納率は95.8%でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料6,725万6,261円。農業集落排水使用料になります。収入未済額1,475万1,991円につきましては、3月末日が納期限となる使用料の大部分を4月に水道事業から収入しておりますが、下水道の地方公営企業法適用に伴う打切決算に伴い、一旦これを未収金として整理した後に翌年度に収入することになるため、出納閉鎖期間があった昨年度と比べた場合に、大幅な収入未済額となっております。

なお、打切決算がなかった場合ですけれども、収納率は98.4%と前年とほぼ同率となっております。

2項手数料12万800円。

3款国庫補助金、1項国庫補助金1億2,535万円。農業集落排水事業の国庫補助金になります。農業集落排水施設災害復旧費国庫補助金につきましては170万円が収入未済ですが、下水道の公営企業法適用に伴う打切決算に伴い、一旦これを未収金として整理した後に翌年度に収入とするものでございます。

4款県支出金、1項県補助金4,602万7,000円。

332ページをお開きください。

5款財産収入、1項財産運用収入8万9,425円。

6款繰入金、1項繰入金3億6,311万6,503円。さきに説明いたしました一般会計からの繰入金及び農業集落排水事業基金からの繰入金になります。

7 款繰越金、1 項繰越金 3,785 万 5,432 円。

8 款諸収入、1 項諸収入 2,281 万 7,866 円。消費税還付金及び消費税還付加算金になります。

334 ページをお開きください。

9 款市債、1 項市債 3 億 520 万円。農業集落排水事業債、資本費平準化債及び公営企業会計適用債になります。

続きまして、336 ページをお開きください。

歳出になります。款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 8,778 万 7,668 円。25 節積立金 9,167 万 1,000 円の不用につきましては、下水道事業特別会計と同様に公営企業会計への移行に伴い、引継金の一部とするため執行しておりません。

2 目維持管理費 8,654 万 249 円。主に 6 地区の処理場及びマンホールポンプ施設の光熱費、修繕費、施設管理費委託料などの維持管理費になります。不用額の主なものにつきましては、下水道の地方公営企業法適用に伴う打切決算に伴い、通常、出納閉鎖期間までに支払うべきものを未収金として整理したためでございます。

2 款農業集落排水事業費、338 ページをお開きください。1 項農業集落排水整備費、1 目農業集落排水整備費 4 億 2,643 万 1,258 円。主に職員人件費のほか、酒出地区の管路施設等の整備になります。不用額の主なものでございますが、請負工事費の入札差金となっております。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金 2 億 2,789 万 7,339 円。農業集落排水事業に伴います起債償還の元金になります。

2 目利子 6,563 万 7,040 円。農業集落排水事業に伴います利子分になります。不用額につきましては、見込額よりも低利で借り入れることができたことによる利息の差額分でございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円。

5 款災害復旧費、340 ページをお開きください。

1 項農業集落排水災害復旧費 284 万 860 円。13 節委託料の不用額でございますけれども、昨年秋の台風 19 号による戸多北部地区農業集落排水処理場が冠水したため、電気設備の機能調査を実施いたしました。その結果が 3 月までかかったことにより、下水道の地方公営企業法適用に伴う打切決算に伴い、通常、出納閉鎖期間までに支払うものを未払金として整理したためでございます。

なお、処理場ですけれども、稼働しておりますが冠水による腐食のおそれがあるものについて、現在交換作業を行っており、11 月には完了見込みであります。

説明は以上でございます。

なお、令和元年度決算主要施策調書につきましては、136 ページと 137 ページになりま

す。よろしく願いいたします。

委員長 それでは、質疑に入ります。質疑はございませんか。

石川委員 すみません、先ほども質問しまして、また同じ質問なんですが、この未収額に関して生活困窮者が発生しているということですけど、これは増加しているんですか。それともずっとこういう金額で維持をしているんですか。

下水道課長 大体その金額については、額は同じ額になっておりまして、大体、死亡された方については不納欠損、もう支払っていただけないというところがありますので不納欠損になっておりますけれども、基本的には財産調査をした上で催促状を送りながら、徴収しているというのが現状でございます。

石川委員 死亡された方は、これやむを得ない部分があるんでしょうけれども、その他の部分に関しては増えているんですか、それとも減少しているんですか、毎年。

下水道課長 大体平行です、横ばいでございます。

委員長 よろしいですか。ほかにごございませんか。

(なし)

委員長 ないようなので、質疑を終結いたします。

続きまして、公共下水道全体計画への見直し等についてを議題といたします。

執行部よりご説明のほうをお願いいたします。

下水道課長 それでは、常任委員会資料 24 ページのほうをお願いいたします。

ご説明させていただきたいと思います。

公共下水道全体計画見直し等についてでございます。

これまで未計画地区の今後の整備の方向につきまして検討を進めてまいりましたが、このたび検討結果を踏まえた公共下水道全体計画の見直し及び合併処理浄化槽補助制度の見直しについて報告を行うものでございます。

なお、さきの8月18日に行われました下水道事業審議会と同様の報告になってございます。

(1) 見直し後の公共下水道全体計画の区域についてでございます。

将来的に公共下水道を整備する区域(全体計画区域)は、現時点での将来見通しに基づいた経済比較上、公共下水道による整備が有利な区域に限定いたします。加えて、整備に長期間を要することを考えれば、整備完了後も安定して汚水処理が行うことが可能な経営を行うために、将来の土地利用も考慮すべきであることから、別紙のとおりにいたしました。

別添資料1をお開きください。

まず、図面着色についてご説明させていただきたいと思います。右下に凡例がございます。公共下水道全体計画未計画区域が薄い黒色になってございます。次に、公共と農集の既整備区域が紺色になってございます。下水道認可区域として現在整備を行っている

区域が青色になります。そして、今回検討の結果、整備を行う区域が赤色になります。また、図の中にありますピンクの線で囲まれているところにつきましては、旧那珂町、旧瓜連町、それぞれ市街地から1キロメートル圏内を示しているものでございます。

現在の下水道全体計画では、薄い青色と赤色の部分にあります。これら全てを整備しようとする、まだまだ時間を要することから、赤色の区域に縮小していくものです。具体的には、公共下水道による整備が有効な区域のうち、市街化の宅地化率等を考慮すると、市街化区域からおおむね1キロメートル圏内に当たる区域を優先して整備することが相当であると考えられます。

また、公共下水道による整備が有利な区域のうち、集落性のあるものについても将来的には公共下水道による整備を行うことが適当と考えられます。

これらを踏まえ公共下水道全体計画の見直しについては、赤色の区域を公共下水道の整備区域とし、薄い黒い区域につきましては合併処理浄化槽による区域として進めたいと思っております。

細かな部分についての確認作業を現在行っておりまして、最終案につきましては次回、12月の常任委員会に再度ご説明いたしたいと思っております。

なお、未計画地区における管渠整備延長でございますけれども、約117キロメートルでございます。今回の見直しにより整備延長は約63キロメートルとなることから、整備延長ベースでいきますと46%減となる見込みでございます。

委員の皆様からも下水道整備による時期の不透明さをご指摘されておりますが、今回の見直しにより延長ベースの試算でございますけれども、おおむね13年から15年での整備の完了が見込まれることとなります。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

項目ごとに質疑をさせていただきたいなと思います。この見直し後の公共下水道全体計画の区域についてのご質疑でございますでしょうか。

花島委員 聞きたいことはいくつもあるんですが、この場で聞きたいのは、1つは24ページに、将来的に公共下水道を整備する区域について、その整備が合併浄化槽の減価償却期間後になる区域が含まれることが見込まれるから、合併浄化槽による整備を補助するというのを検討するとなつていますが、検討するということは今までやっていないということですよ、1つは、補助を。

もう一回言い直すと、将来広域下水道が来る予定ではあるけれども、大分先になっているところに対して合併浄化槽の、そこに今合併浄化槽を入れたら、それが減価償却期になった後にしか来ないようなところには、合併浄化槽の補助をするということを検討すると書いてありますね。

委員長 2番ですよ。

花島委員 2番。上からですか。

委員長 そう、上からです。

花島委員 ごめんなさい。じゃ、後で。

委員長 ほかごございますか。

福田委員 何点か伺いたいんですが、この見直し、いわゆる公共下水道とそれから浄化槽の補助制度の見直しというのは、これはセットなの。意味が分かりません。

いわゆる公共下水道というのは、全体的にはやっていかないんだよと。そのために合併浄化槽で補えるところは、合併浄化槽で進めていくんだよと。そのために補助を出すんだよと、こういうことなんですか。

下水道課長 全体計画につきましては、委員の皆さんのほうからもいろいろご指摘いただいているその時期の不透明さというのが一番ネック、問題になって、まだまだいつ来るんだというのが分からないというところでご指摘いただいているところだと思うんですけども、その中で下水道区域を縮小した上でも、かつ合併処理浄化槽についても、生活排水について、まだまだ那珂市の状況でいきますとくみ取り槽の方も多いところもありますので、そういった方にも合併処理浄化槽の機能の周知をしたりとか、合併処理浄化槽の補助もあることについても周知させていただきながら、全体計画の見直しとのセットというよりも合併処理浄化槽の機能を推進していくというふうな形で合併処理浄化槽の見直し、補助の拡充を考えているところでございます。

福田委員 それから、経済比較上、公共下水道による整備が有利な区域に限定いたしますと。経済比較上というのは、何を言っているの。

下水道課長 ある程度の集落をくくった中で、そこに下水道で整備をしていく整備費を概算ではじきます。その概算ではじいた金額と合併処理浄化槽で整備した場合との比較検討した場合の経済比較でございます。

福田委員 この文言は、これはあくまでもこれは行政が言っていることであって、市民から見た場合には何を言っているんだと、こういうふうに思わないですか、これ。

私はそういうふうに思いますよ、これ。

それと、この中で市街化区域からおおむね1キロメートル圏内、これは都市計画なんかも区域指定の12号かな、これに当てはまると思う、そうでしょう。12号だったよね。今11号をやっているわけだ。10号やっていて、11号でしたか。

(「12号」と呼ぶ声あり)

福田委員 12号をやっているんですか。そうすると、これは11号に当てはまるわけでしょう。1キロメートル圏内というのは。

ちょっと行政全体を見た場合に逆なんだよね、やっていることが。そう思わないですか。下水道のほうは11号、今、都市計画でやっているのは12号でしょう。ちょっとその辺が疑問なんですよ。

そうすると、これ総体的に言って、いわゆるいろいろな条件あるいは不利・有利とかというそういう条件によっては、公共下水道というのは整備はしていかないと、こういうふうに解釈していいんですか。

下水道課長 委員おっしゃるとおりで、不利になるところというか、図面でいきますと薄い黒い地区というところが本来であれば公共下水道、今現在ですけれども、下水道でいきますよというエリアになってございますが、この那珂市の全体のエリアの色分けを見ますと、まだまだ相当時間を要する、物すごく時間がかかる、それは何年後なのか、〇〇地区は何年後になるんだと言われても、まだ認可を取っていないので何ともその年数が言えないという、市民に対して不便を来すこととなりますので、こちらの薄い黒の地区につきましては、公共下水道でいきますよとは言っておりましたけれども、大変申し訳ないんですけれども、公共下水道ではなく合併処理浄化槽の地区としまして、合併処理浄化槽の補助の拡充をさせていただきながら推進していきたいというふうに思っております。

福田委員 それはちょっと住民を無視していますよ。30年、40年という長きにわたって公共下水道を待たせておいて、今になって今度は有利・不利とかという理由で、そういうことで通るんですか。それでいいんですか。

これはちょっと地域に対してあまりにも格差というか、差があり過ぎる、そう思わないですか。40年、50年近いんじゃないですか。そういう長い間待たせておいて、それでいて今度はこういうことを打ち出してくるといのはあまりにも一方的過ぎる。

もうちょっとやっぱり地域の声を吸い上げて、そしてこういう判断に至ったというのであれば、これはまた違うと思う。そういう地域の声も何も吸い上げないで、一方的にこの下水道課が、これは審議会かな、審議会がこういうことで進めていくんだよというのはいくらにも残酷極まりない。地域の住民をあまりにも軽率に扱い過ぎているんじゃないですか。そう思わないですか。こういうことが行政で通るの。

そのために浄化槽の補助を拡大していきますよと、そうなんでしょう。誰が言っているんですか、これ。

こんなことで済むと思ったらとんだ間違いですよ、これ。どうして地域のいろんな意見を集約できないんですか。しかも、公共下水道、今やっている区域、加入率を見たって50%足らずぐらいのところを今整備していますね。もっともっとやる優先順位が違うでしょう。そう思わないですか。だから、今地域の声として、もう長きにわたって、もう半ば諦めちゃっている、お年寄りの方は特に、高齢者の方は。もうせがれは帰って来ないんだから、うちがいいんだと。公共下水道は要らないよ。今のあれで流すところもあるから、もう当てにはしませんよというような方が加入していないから、そういうパーセントに表れてくるんですよ。違いますか。

長年にわたって、我々は声を大にしてやってきているんです。それを今さら今度はこうですよと、あまりにも一方的過ぎるのも甚だしい。いかがですか、これ。

副市長、本当にこの下水道については、特に那珂市の場合は遅れに遅れを来しているんです。それもやっぱりこの公共事業としての莫大な費用がかかるのは、この下水道ですよ。それは市民の皆さんもある程度理解はしていきっているんです。ただ、ここまで待たをかけてきて、それでいて今度は、この時点でこうですよ、ああですよ、だからここはやっていきませんよというようなことでしょうか。

有利・不利というようなこと、有利なんていう言葉、文言からいけば、その有利とか不利とかというのは行政の考えと違うの、これ。じゃ、市民から言った場合どうなんですか。何でここは不利なんですか。不利のところはやらないんですか。税は当たり前払っているんですよ。そういうことを言う方が多いですよ。そうですよね。

もう既にそこで地域の格差というのが出てきているにもかかわらず、こういう政策を打ち出したらば、住民、本当に未整備のところ、むしろ旗上げられちゃうよ。

特に、これは下水道課のほうの考え方なんだろうと思うんですけども、常に私は今まで言ってきたのは、土木課と連携を取って、そして進めてくださいよ、あるいは情報を周知して、協議をしてくださいよということは口が酸っぱくなるほど言っているんです。

1つの地域を申し上げますと、中台地区、あの辺は条件が悪いですね。合併処理浄化槽が使えない。浸透式ですよ。そういうところどうするんですか。これ合併浄化槽を、あの地域はどうなるか分かりませんよ、現時点では、だけれども合併浄化槽と言ったって合併浄化槽を設置できないんですよ、あそこは。流すところがないんだもん。排水路がないんだもん。だから浸透式でしょう。これ再三言っているんですよ。だけれども、全然動きがいまだにないんです。それでいて今度はこうなんですよというのは、あまりにも住民無視。

そのために、いわゆるこの各地域、いわゆる自治会があるんじゃないですか。そういうときに、こういうことを言ってみたら何て言うか。同じようなことを言われるよ。そうじゃないですか。

今まで待たをかけてきておいて、中には、先ほど言ったように、もう次の世代はここへは住まないんだからいいよという人もいるでしょう。そういう方もいますよ。だから、加入率もああいうパーセントが出てくるんですよ。

まだいいんですよ、そういう人は、流すところがあるから。そうでしょう。今の現状で排水があるから。だけれども、流すところがない人、そういうところはどうなっていくんだろうという不安が出てくるでしょう。それが有利・不利に結びつくんですか。

もうちょっと考えてくださいよ。部長、どうですか。

上下水道部長 いろいろなご意見ありがとうございます。

福田委員 ご意見ありがとうございますじゃないよ。当たり前の話だよ。

上下水道部長 その件について、ちょっと説明させていただきます。

今回見直しするに当たって、この地図でも染まっているとおり、現在、水色で染まっている地区、ここを下水道で整備をしているのは事実でございます。この整備に関しましては、あと約5年ぐらいかかるというのが現状でございます。それまでにつきましては、この未計画地区というのは、いずれにしましても下水道の工事に着手できない、これが精いっぱい状況にという形になっています。

少なくとも5年以降、じゃ、次どこに行くのかといった場合について、今回全体計画の見直しをさせていただいて、次にやる区域はどこが中心にやるのかというのを下水道課のほうでいろいろなことで検討してまいりました。その経済比較というのもございますが、それと同時に今現在の合併浄化槽を使っているお宅であるとか、または単独浄化槽とかくみ取りのお宅であるとか、そういったのもデータとして整理をしつつ、今回のおおむね、最終的には全体計画の区域を見直して、この赤の部分を中心に縮小という形にはなりますけれども、少なくとも5年後にはこの絞ったエリアの中から進めていきたいかなというふうに考えております。

そうしますと、いずれにしましても未計画地区につきましては、着手できるのが5年後以降という形になってございまして、それまでの期間につきましては、この赤く染まっているところについてもそうですし、グレーでその全体計画から抜けたところについてもそうですけれども、その場合については、いずれにしましても今の制度上は合併処理浄化槽の補助で対応させていただいていると。

これが下水道の事業認可を取ったところについては、合併浄化槽についての補助は出せないんですけれども、そういう観点から言うと、今の合併処理浄化槽というので転換をお願いしていると。

さらにはそこで、全体計画を見直しの後に、今後、これから続いて合併処理浄化槽の市独自の補助というのも来年から設けまして、この全体計画から縮小した区域、残った区域であってもそうですけれども、着手するまでの間は相当な年月がかかりますので、それに対して、転換してもらおうような補助制度というのを全体計画の見直しと併せて今検討しているという状況になってございます。

福田委員 私はこの常任委員会から離れられないんですよ。なぜかと言えば責任がある。議員として、地域の方に対して責任がある。説明もしてきている。

部長が変わるたびに言っていることがずっと同じですよ。議事録出しますか。一つも継続性がないんですよ、同じなの。だから、私が声を大にして言うのは当たり前でしょう。違いますか。歴代の部長が言っていることはずっと同じですよ。そこへ来て、根本部長になって初めて、今度はこういうことが出てきたわけだ。これは、一つには、私は善意に解釈して、進展があったとこういうふうに私は言いたいんです。だけれども、結果として、文章の内容を見る限りでは、地域の住民はそうじゃないんですよ、逆なんです。不利なんです。そう思わないですか。

せっかくやってきてくれていることは評価したい。進展があったということは評価したい。だけれども、この中身を見ると、公共下水道は、これで私は余り理解できないのは、ここにうたわれているところで、将来の土地利用も考慮すべきであることから、これはどういう意味なの、土地利用も考慮すべきだろうということは。

ちょっとその辺が私には分からない。公共下水道をやると土地利用ができなくなるの。
上下水道部長 ここでの表現は、現在、この赤く染まっているところ、見てもらっているところをちょっと骨皮みたいなところで、ちょっと細く抜けていたりもしています。その土地利用を考慮するというのは、例えば私が前に携わった区域指定ですけれども、区域指定のエリアの中でも基本は下水道で整備するところの全部がそうなんですけれども、その中でこの下水道のエリアだけ絞ってしまうと、その分で隙間が空いてしまうと、そのエリアよりもっと小さくなってしまいう形になります。そうすると、区域指定したエリアというのは、ある程度誰でも住んでいいよというところですので、その辺で結構絞り過ぎたところをこれからもうちょっと精査して、それから最終案を示していきたいと、そのような意味合いで記載させていただいたところです。

福田委員 そこまで気を遣っているということは評価したいんですよ。だけれども、その視点がちょっとずれがあるね、一般市民から見た場合と。部長が今言ったところの焦点が違うわ。

将来の土地利用なんていうことは、これ地主の問題だよ。そう思わないですか。それは有効活用をしていただくというのは、税収にもつながるから、行政としては当然そういうことというのは分かる、それは分かりますよ。分かりますけど、優先順位が違うと思うな、これは。

私ばかり云々ということもあれですから、各委員の皆さんのこれに対しての意見を、委員長、聞いていただきたいなと思いますよ。

委員長 分かりました。ありがとうございます。

花島委員 まず、全体計画の部分だけ話しますと、見直していただくというのは私はもう議員になったときからお願いしたことで前進だと思うんですよ。ただ、福田委員のおっしゃるような、住民で怒る人もいるというのは分らなくはないです。

それで、大事なものは、これは私は前から思っているんですけども、最初の大きな計画が失敗だったということなんですよ。ちゃんとした見通しなしにやっただと。

今になって変えなきゃならない、やっぱりもっと早く変えるべきだったと私は思っています、計画はね。だけれども、遅きにしても変えたほうがいい。だけれども、そのためにはやっぱりちゃんとした説明をしていかないと納得する人は少ない。

もう一つは、これは福田委員とちょっと考えが違うんですけど、むしろ合併浄化槽のほうが浸透できるんですよ。私のところは大体そうですから。外へ全然出していないです、水を。雨水もかなり浸透させていて、なおかつ合併浄化槽の水はもう家建てたときから

全部宅内で浸透させています。

私の知識によれば、単独槽よりはずっと浸透が維持できます。できれば、那珂市では今やっていないですけれども、高度処理を進めていただきたいと思います。やっぱり 20 p p m 以下というよりは数 p p m だと汚れの違いで詰まりやすさが全然違いますから。

それはちょっと脇道なんですけど、何で私が合併浄化槽を広げて、広域下水道計画を縮めるべきだと言ったかということ、話は簡単で、一つはお金がかかり過ぎるということですよ。すごいお金がかかる、広域下水道については。だけど合併浄化槽だったら、基本的には1単位でかかる費用であまり変わらないわけです。

自分で使っていても分かるんですけども、合併浄化槽で全然不満はないです。それで、何て言うんですかね、多分古い方にとっては合併じゃない浄化槽、あるいは合併浄化槽でも基準よりも性能の悪いのもあるらしくて、そういうのだとかなり不満があるかなと思っています。

それでもう一つは、お金がかかり過ぎるということは、いつまでたってもできないということですよ。それで、ある程度まで行ったら、古い管の整備とか、場合によっては改修が必要で、その分がかかりますから何年待てばできるというものじゃなくなっちゃうんです。

それともう一つは、人口動態の変化ですね。ある地域で人口がずっと減っちゃうと、もともとある程度の人口を見込んでいて下水道を整備したやつが全然過剰のものになってしまうということがあります。逆の場合もありますよね。思わぬところが広がって、急に広げようと思ってもそうはいかない。だけれども、合併浄化槽だったらその辺は柔軟に対応できるという点でいいことはたくさんあると私は思っているんです。

それで、これは質問なんですけど、経済比較という言葉が多分よくなって、要するにコストというふうに露骨に言ったほうがいいと思うんですよ。そのときに国は補助金を出しますよね。合併浄化槽にも前は補助金あった、なくなったんですか、あれは。それはともかく、この比較というのは補助金も考えた比較ですか。

つまり、那珂市が全部負担しなくて、ある計画をやってお金を使えば、国から補助金が出ていますよね。それは一体、経済比較という中でどういう勘定になるのかというのは一つ私が聞きたいことです。

下水道課長補佐 お答えします。

ここで言う経済比較につきましては、下水道、農業集落排水、合併浄化槽ともに国の補助金がなかったものとして計算しているものです。それであっても先ほど委員がおっしゃったとおり、合併浄化槽のほうが有利な区域、公共下水道のほうが有利な区域というふうにシビアに考えて出した数字でございます。

花島委員 それは分かりました。健全な考えだと私は思います。

それで、この区分けの概略について言うと、やっぱり市街化区域の1キロメートル範囲

を優遇するというのはちょっと私は理解できないですね。というのは、那珂市ってそんなにどんどん発展するんですか。市街化区域の中だってなかなか宅地化が進まないと言っていたのを2年前か何か聞いているんで、そのことを考えたらちょっと意味がないかなと思っています。むしろ、私は周辺に住んでいるからというわけでもないんですが、周辺に多く人を住ますべきだと思っていますので、何でこのところだけ優先するかというのも正直言ってよく分からないですね。

それともう一つ、これは福田委員も多分考えていることだと思うんですが、中台地区の話がありましたが、水の排水がもともと悪いところは、何て言うんだらう、側溝とか水路があろうがなかろうが、合併浄化槽でも大変なんですよね。生活にも困る。だから、それはやっぱり土木課と連携して早めにそういうところは手を打ってほしいと私は思っています。

実は、私のところはちょっと高台なので、結構不便と言えば不便ですけども、雨水が道路にちょっとたまったりとかはありますけど、家が浸水のおそれにあるとかそういうことは一切ないんで困らないわけです。だから、そういうところとやっぱり考え方を分けるべきかなと思っています。

ただ、いずれにしても低地で排水の悪いところも、やっぱり雨水の排水は必要なわけですよ。だから、何て言うんですかね、下水道と連携はするけれども、やっぱり考え方はある程度分けてやっていいと私は思っているんです。

じゃ、全体計画部分についてはとりあえずこれで。

委員長 よろしいですか。ほかございますか、ご意見。

石川委員 下水道事業がスタートして、もう相当な年月がたっているんでしょうけど、20年後の那珂市の人口が7,000人も少なくなっていくという推計が出ている中で、本当に不必要なものをどんどんカットしていかないと財政はもたないし、やはり先ほど議長から出たように諮問会議も含めて市民の意見を、そして市民の目線を最重要視すべきだと思います。

だから、これを機会にぜひ下水道事業を大幅に見直していただきたい、私はそれですね。以上です。

委員長 ありがとうございます。

木野委員 前回、下水道審議会を拝見させていただいたんですけども、やっぱりできれば各地域、自治会の会長さん出ていますんで、そういった方のやっぱり意見も聞いていただいたほうがいいのかなと思うんですよね。結局、話しされていたのがやっぱり戸多地区の方とか、もう決まった方が2人ぐらいいましたので、そういうのはやっぱり皆さん地元の方ですから、いろんな意見を持っていると思うんですよ。多分、あの場に来て、急に言われたんでは話しづらいと思うんですね。そういうのを前もってやっぱり下水道審議会があるので、各地区の意見を聴いてきていただけますかという部分の配慮なんかも

大事だと思うんですよ。

その辺は、今後しっかりと皆さんの意見を聴くようにしていただきたいと思いますので、それだけとりあえず要望しておきます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

福田委員 加えさせていただきたいんですが、合併浄化槽、市単独で今度やっていきますよということを検討したいということがうたわれていますよね。これは評価したいんですよ。今までは県・国の補助プラス市の補助でやってきた、いわゆる年間の基数もかなり増やしていくよと、さらには市単独の補助を出していきますよと、これは評価したい。

ただ、今までの経過になっちゃいますけれども、あと 10 年も過ぎれば何とかここは公共下水道が入るだろうという期待をしていた方というのは結構いるんですよ。あるいは、10 年たてば、計画に、土俵に上がるだろうとかっていう前向きな考えを持っている方というのは結構いたと思うんです。

今現在、じゃ、何を使用しているかという、合併浄化槽。既にもう 40 年とかそういう年月を、もうずっと使ってきているわけです。かなり処理能力が低下しているんです。これは分かりますよね。そういう方が今度の制度とか何かで、いわゆるその補助を頂くのに申請して、果たして枠があるかな。この辺が一つ疑問です。

既にもう目いっぱい使ってきているわけですから、そういうところもある。だけれども、今までの毎年のあれを見ると、大体新築のところへ行っちゃっているんだよね、この補助が。既存の人のところに行くというのはまずごく一部。大体新築されるところにこの合併浄化槽の補助というのが行っていると思うんですよ。その辺のデータはありますか。

下水道課長 今委員のほうから浄化槽の件についてご質問ありましたけれども、まず昨年までの話でいきますと、委員のおっしゃるとおり新規のほうが多い状況です。昨年は全体で 80 件ありましたけれども、実際のところで行きますと、単独浄化槽からの転換の方というのは 20 基ですから、それを鑑みますとやはりその新規の方が多いと思います。

ただ、今年ですけれども、昨年から単独処理浄化槽の撤去費とか新規で宅内配管工事費の補助を出したことによりまして、実は今年度は逆転現象が起きておりまして、現在トータル基数は 83 基の申請がありますけれども、そのうちの新規というのが 39 件でございます。差引きでいきますと、どちらかという、単独浄化槽、くみ取り槽からの転換の方が多い状況になっておりまして、そちらのほうに補助金が下りている状況ではございます。

福田委員 ですから、そういう面を私は評価はしたいんですよ。今回のあれでも市単独で補助の内容を検討していきますということですから、これは評価したい。

だけど、果たして、じゃ、そういう既存の、老朽化したそういうところまで、果たして

これが回ってくるのかなというところとちょっと疑問なんだよね。

ですから、また話が戻りますけれども、いわゆる公共下水道の見直しということに対しては、まずこれを進めなくちゃならないでしょう。公共下水道がどこに整備がされるかされないかといった場合には、まず先決はこれでしょう。拡大していく、いわゆる合併浄化槽の補助を拡大していく。そうしていったら、それからこういう事業に、計画に取り組んでいくというのが順序と違いますか。今まで待ったをかけてきているんだもの、何十年も。それがやっぱり地域住民に対する行政のあるべき姿じゃないですかね。私はそういうふうと思うんですよ。これまで待ってきているんだもの、みんな。

そのたびに我々は、先ほども言いましたけど、部長が変わるたびにいろんなことを地域の人に説明する、何だよ何だよと言われてるのが我々だよ。何だよ、一つも進まないけどいつになるんだよと。やっぱり我々の立場も考えてくださいよ。いや、本当ですよ。それは何でかと言えば、我々は住民の代表ですから、嫌なことも言わなくちゃならない。当然なんです、これ。

私はきれいごとあんまり好きじゃない。行政がやっていることに評価する点、指摘する点、これははっきり物を言ってきていますけれども、今回の一部については私は評価したいんですよ、先ほどから言っているように。

ただこれは、有利・不利とかという、これは行政が言う有利ということ、地域の住民、不利だよ、立場が逆なんだから。違いますか。

細かいことはいずれにしても、本当にこの那珂市の場合には、水は売っている、処理するところがない。これはあまりに無責任過ぎるよ。もうちょっとやっぱりその辺をしっかりとやっていただきたい。いつもこれ言っているんだよね。これずっとなんです、副市長。ずっとなんです。変わるたびに言うことは、ここにいる木野委員も長いかな、この産業建設常任委員会は。6年。理解できるでしょう。私はもっと長いんだもん。本当、個人的には変えたいんですよ。住民に対してそれでは申し訳ないかと、そういうことで、いつもこの産業建設常任委員会で、何とか下水道のほう、そういうことで少しでも進展があるようにと思って、我々は嫌なことも言わなくちゃならない。そういうことでずっとやってきているの、それが現状なんです。ご理解をしていただきたいんですよ。

本当にこれは長い、もう本当に40数年だよ。一部ではもう老朽化の時期が来ているんじゃないですか、更新が。うらやましいよね、まだ計画にも土俵にも上がっていないところ。何なんですか、この格差。そういうことを言う市民の方もおります。よく耳に入ってますよ、我々も。

一つ、副市長、再度この下水道については、前向きなそういうことをひとつご指導、それからご協議を切にお願いしたいと思います。

副市長 下水道の関係については、長年計画の土俵に乗らないで目標としてあった地域につい

てどうするかということで担当部局は大変悩んで、それで今回の内容として出てきたところでございます。

ただ、住民の意見ということについては、審議会に地元の方を含めて検討してきたことで、地元の意見をということ考えていたようではございますけれども、その辺どんなふうな形で地元の意見を聴きながら、この計画をやっていくかということについては、ちょっともう一度我々内部で検討させていただきたいと思います。

福田委員 よろしくお願ひいたします。

下水道大変だよ、よろしくお願ひしますよ。

委員長 ありがとうございます。

ちょっと質疑、この下水道計画の見直し等については途中なんですけれども、請願第3号の都合上、一旦休憩ということではよろしくお願ひいたします。

暫時休憩をいたします。10時35分から再開いたします。

休憩（午前10時28分）

再開（午前10時35分）

委員長 それでは、再開をいたします。

請願第3号 自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」の慎重審議を求める意見書提出を求める請願について審議を行います。

この件については、請願提出者から内容説明の申出がありましたので、ご説明をいただいた後、内容について審査を行う形といたします。

それでは、請願内容の説明をお願いいたします。説明については、簡潔に5分程度でお願いいたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

請願者 ありがとうございます。

請願をいたしました県北農民センターの上部団体であります茨城農民連の書記長をしております村田といたします。よろしくお願ひします。

種苗法改正の取りやめを求める請願の趣旨を説明いたします。

種子をめぐることは、国際的にも知的財産権を守る動きと農民による自家増殖の権利を守る動きの両方があります。ユポフ条約というのがあります。1968年に発効した後、改定が重ねられ、開発者、育成者の権利を拡大してきました。

世界各地で自家増殖を禁じる動きが問題になっています。ユポフ条約では、自家増殖については各国に委ねられていますが、これを禁じる動きの中で、農民などが自家増殖の権利を保護する運動を強めてきました。

その結果、日本が2013年に批准した条約がありますが、食料・農業のための植物遺伝資源に関する国際条約というのがあります。この中でも自家増殖の権利が定められています。

2018年に国連総会で採択された農民の権利宣言というのがあります。農民の権利に関する国際的な基本法ともいえるものです。その19条には、種子への権利が8項目にわたって定められ、自家農場採取の種苗を保存、利用、交換、販売する権利も明記されています。現行の種苗法でも第21条第2項で自家増殖を認めています。

ところが、今回の改正で21条第2項を丸ごと削除しようとしています。農民の自家増殖の権利を保護する規定をなくし、育成者権の保護のみを一方向的に強化しようとするものです。種子の価格や許諾料の金額がいくらになるかは種苗会社次第ということになります。サツマイモやイチゴなどは登録品種の比率が高く、農家の負担が相当に重くなるおそれがあります。米でも3割ほどが登録品種になっています。

今回の改正では、育成者権が侵害された場合の立証方法として、特性表に示す特性が一致すれば当該品種であると推定できることとされます。違う品種を作っていたのに、たまたま特性が一致しただけで10年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金を科されるおそれがあります。自家採種することによってその品種はそのほ場の土壌や気候、その農家の栽培方法に適したものになり、同じ品種であっても多様性を持って発展します。種や苗は農業に必要不可欠であり、自家採種は農業の発展にとって極めて重要です。種苗会社の利益を守ることも大切ですが、そのために農家に負担を押しつけ、農業の発展を損なうことがあってはならないと思います。

ぜひ、請願を採択していただき、意見書を出していただけますようお願いいたします。
以上です。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。ただいまの説明に対して質疑はございますか。

花島委員 私はこの請願の話を聞いて、ちょっと遅まきながらいろいろ調べてみました。

自家増殖を一律に禁止するものじゃないという趣旨のことも書いてあるんですが、問題なのは、登録した株なり何なり、種と、それとあるところで栽培されたやつが同じかどうか、この突合せ、今ちょっと特性が同じだったらという話があったんですが、今日的には例えば遺伝子分析なんかができるはずなんですが、その辺の識別の確からしさというものについてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

請願者 今回の法改正では、そういう遺伝子分析などは必要なく、遺伝子がどうであれ、特性表で一致すれば同一のものだと推定できるというふうにすると。それ以上の検討は必要ないのかということになってしまいかねないので、何か農水大臣が意見を言えるとか、何かいくつかあるようですけども、非常に何かちょっと農家の側としては心配な改正だと言えると思います。

委員長 ほかにございますか。

福田委員 これ自家製の種もみは駄目だということですか。

請願者 登録品種については自家増殖というのは原則禁止と。禁止という意味は、種苗メーカ

一が、自家増殖したときは許諾料を払いなさいということであれば、許諾料は払わなきゃならないということになるということですね。

ですから、一般品種、コシヒカリなんかはもう既に、何年かたつと一般品種になりますので、コシヒカリとかあきたこまちとかは既に一般品種になっていますので、それは自家増殖してもいいんですけれども、登録品種についてはメーカーが求める許諾料は払わないと自家増殖はできないということになるということですね。

福田委員 登録品種というのは、現在ではどういう品種を言っていますか。

請願者 特に作付が多いもので言うと、サツマイモの紅はるかとかそういうものは登録品種になりますね。あと、イチゴも新しい品種は登録品種になっていますので、そういうものが特に茨城県では問題になるだろうというふうに思います。

福田委員 そうすると、そのサツマイモ、紅はるかとかといったそれは自家採りでは駄目だということなんだ。

請願者 これはその許諾料がいくらになるかというのが今分からないので、どういう事態になるかはまだ分からないんですけれども、もうメーカーが求める許諾料を払わないと自家増殖はできないということになるんですね。

委員長 ほかにございますか。

石川委員 この問題がいつ出たのかちょっと分からないんですけれども、例えば、登録品種というのは、その種苗メーカーに権利があるわけですよ。それを各地で増殖してしまうということ自体に問題はないんですか、それは。

その種苗メーカーから最初に苗とか種を買うわけですよ。それを来年度、農家さんが個人的に利用してしまうということでしょう、これ。

そうすると、でも、それはもともと種苗メーカーに権利がありますよね、登録商品なんでしょうから。そこが問題になるのとは違うんですか。

請願者 そうです。まさにおっしゃるようなことの議論なんですけれども、開発した種や苗については、その知的財産権がその開発者、育成者にあるということで、それは種を売るときに種代をもらえば、それであとは自由に使っていいよということなのかどうかという、その自家増殖の権利とその育成者権との兼ね合いについては、各国に任されているんですね、国際条約では。そのユポフ条約という、その新品種を守ろうという条約の中では、自家増殖の権利をどうするかは各国に委ねますということで、日本ではこれまで自家増殖については、そういう育成者権の効力が及ばないところだというふうに定めて、自分で農家が自家増殖をして、また次の作付に生かすというのは、これは自由ですよ。メーカーと特別な契約を結ぶ場合は別だけれども、そうでなければ農家の自由ですというのが今までの扱いだったんですね。

それは、自家増殖というのは先ほど申し上げたように、農家にとっては農業を自分のところで発展させる上での基本的なものなので、やっぱりそれは自由にやりたいというの

が農家の強い要望であり、農業の発展のためにはそれは必要なことだというふうに思うんですが、それが今、各地でやっぱり自家増殖は禁止だというふうにやる法律を決めようとする国もあって、それに対しての農家の抵抗があり、そういう流れの中で国連では今、農業の基本法に当たるものでも自家増殖というのは農家の権利ですというのは明記するようになってきているんですね。その育成者権との兼ね合いについては、各国が具体的に決めるということですが、そこについて農業を発展させるためにも自家増殖は認めさせてくださいというのが今回の要望です。

石川委員 この問題が、法律云々が出た要因、いつそれが出て、この要因は何なんですか。

請願者 一方では、育成者権の権利がありますので、その種苗メーカーの利益を守ろうということであれば、自家増殖も含めて制限したいという要望になるだろうというふうに思うんですよね。だから、企業が活躍できるように、もっともうけられるようにというふうに思えば、育成者権を強めて農家の自家増殖は制限するというふうになるかと思うんですけれども、それでは農家が自由に自家増殖をして、いい品種を自分たちで育てて、自分たちの栽培方法や土地に合う種を育てていくということができなくなりますので、それは農業の発展にとってはかえってマイナスじゃないでしょうかという意見だということなんですよね。

石川委員 農家の方が種を苗をとすることは、もう以前からやっておられたことだと思うんですが、私がお聞きしたいのは、なぜここに来てそういう問題が発生して、法律で固めようとするのかという要因をちょっと聞きたい。

請願者 これは私の推測が混じると思うんですけれども、先進国で今、もうかる業種ってどういところかというところ、やっぱりものづくりはなかなか途上国のほうが労働力が安くて、競争力が難しいと思うんですけれども、やっぱり知的財産権の部門がやっぱり、先進国が利益率を上げている分野だと思うんですよね。だからそこを、先進国が今、多国籍企業化して種苗メーカーがとても大きくなっていますけれども、その先進国の強みである知的財産部門を確実にもうけさせるようにという流れが一方であるとは思いますが。

それに対して、農家が一方的にそっちばかり認められると本当に困ってしまうので、インドでも大変な騒ぎになりましたし、ラテンアメリカでもそういう種苗メーカーにとっでごくメリットのある法律を作ろうとしたけれども、大変な運動が起こって、コロンビアとかグアテマラとか、そういうところで法律を廃止させたりということも起こっていますので、これは世界的にそういうせめぎ合いが今まさに起こっている分野だというふうには思います。

委員長 よろしいですか。

木野委員 確かにこの間も、日曜日ですかね、テレビでやっぱりこの件を取り上げていましたよね。要するに、やっぱり今まで自家増殖ができていたのが、結局その種苗会社から買わなくちゃいけない、また、要するに日本にだけじゃなくて海外から種苗が入ってくる

という、そういう不安的なこともあるということですよ。

請願者 今、野菜なんかはかなり外国のものが多くなっていて、トウモロコシとかはもうほとんどアメリカの種だったりしますので、そういうアメリカなどの外圧もあるのかもしれないんですけども、やっぱり日本で種をきちんと育てて、日本の農家がそれを自分たちで守っていくということが持続可能な農業ということにつながるんじゃないかと思っています。

木野委員 確かに、一部の業者しかその利益がないんじゃないかという、やっぱり個人で今までやっていたのが認められないということは、農家にとっては本当に不利になっていくという。

だからこの資料を見ると、結構茨城県内でも、やっぱりかなりの方がそういう要望をされているということなんですかね。

請願者 そうですね。茨城県は、特に今度JAの会長になった方が「日本の種を守る会」の代表をやっている方なので、農民連もその「日本の種を守る会」には入っているんですけども、そういう意味では一緒にこういう動きに対してはきちんと農家の権利を守っていこうということで頑張っているところですよ。

福田委員 そうすると、那珂市ではさっき言ったイチゴとそれからサツマイモ、そのほかにはあるの。そういう資料がないと分かんないよ。

請願者 具体的には、一番ありそうなのはそこだと思います。ほかにも、要するに新しい品種ですよ、登録品種で、新しいものを先立ってやろうとする農家の方というのはいらっしゃると思うんですけども、そういう方が今後もそういうことができるのかということについては、もう一般品種しか、じゃ今度は作れないねということになりかねないということはあると思いますね。

福田委員 それは農家だってやっぱり頭使いながら、人がやっているやつをやっていたってもうからないもの。それは当然だと思うよ。

そうすると、この水田に関しては今回のこの出された中身については、あまり問題はないですか。

請願者 農家の比率としては、やっぱりコシヒカリとかあきたこまちとかそういうのを作っている方が多いと思うので、そういう一般品種を作っている分には今回の法改正は直接関係はないということですね。

だけど、これから新しい品種を先駆けて作っていこうと思う方にとっては、障害になりかねないことだと思います。

福田委員 加えて、加工米は。

請願者 そうですね、加工米であってもその品種が新しい登録品種であれば関係してきます。

福田委員 関係する。

請願者 はい。

福田委員 だけれども、実際には自分のところで耕作していれば、来年の種は自分のところの種を使いますよね。大体それが農家の通常の毎年のやり方ですよ。

私らは、あまり加工米というのは、私も認定農業者までは行かないですけれども、水田だけで約4町歩弱、耕作していますけれども、種を買ったり、そんなことをやっていたら農家はもう赤字がますます増えるだけなんですよ。

請願者 そうなんですよね。

福田委員 それで、これせつかくJAで、JAでしょう。

請願者 私は茨城農民連で、JAとはまた別です。

福田委員 さっき言った種苗メーカー云々ということが出たよね。JAで扱っているジェイカム何とかという肥料メーカーがありましたね。

請願者 ああ、そうですか。

福田委員 いや、これJA常陸なんかはその肥料が大半じゃない。そこが主流なんじゃないかな。「ズバット」なんていう肥料、あるいは「かんた君」なんていうのをJAではほとんど農家に勧めているけれども、そういうところからの指導とか何かというのは別になかったな。

請願者 肥料などとの関係では、この新しい種を民間で開発して、その栽培契約をメーカーと結んだりするときに、この種はこの肥料や農薬とセットで栽培してくださいと、栽培方法まで指定して、そして売り先もこちらでやります、全量買い取りますとか、あるいはここに売ってくださいとか、そういう形で種を使わせる代わりに、もう農業全体を仕切っちゃうということが結構増えてきているんですね。

ですからそういう意味では、農家の自主性を尊重するという意味でも、どういう種を作って自家採種しても自由だということがやっぱり、そういう農家の自主性を守ることにもつながるんじゃないかなと思っています。

福田委員 難しいよ、これは。

委員長 あとちょうど寺門議員が来て、今日、別添のJA常陸の見解についてというのがあると思うんですけども。

福田委員 これ見ると、JA常陸営農部になっているんだよね。

委員長 じゃ、説明をお願いします。

寺門議員 ここはお膝元はJA常陸なので、どういうお考えですかということで、今回確認をさせていただきました。

というのは、既にJA水戸は、同じように八木岡会長、今、県連の会長になりましたけれども、この方もやはりJAで農家をされていて、イチゴですとかいろんな野菜を作っていますけれども、やはり自家採りで生産をきちんとやってきていると、これが損なわれるのは非常にまずいよねという話で、今回の法改正案には反対だよという意見は公式にも発表されています。

J A常陸については、なぜ聞いたかと言いますと、一回、5月の時点で大分話題になりまして、国会がありましたときに、それが過ぎたらもうコロナの騒ぎでもう一切この件に関しては話が聞かれなくなって、もう忘れられたかのようなことになってしまいましたので、改めて実際どういうお考えですかということでお聞きした内容が、今皆様の手元に配ってある資料です。

これは種子法との兼ね合いが非常に強くて、2018年にこの種子法というのが廃止になりまして、対象だったのが米と麦と大豆ですね。

当然、先ほど出ましたように、米についても品種改良がどんどん行われてきて、いろんな品種、おいしい米がどんどん出てきています。この辺の研究開発の費用が国のほうからではなく、今度、各県単位あるいは市町村単位に変わってくるということもありまして、非常に新しい品種、地元にあった品種の研究開発というのはこれから厳しくなるということも事情としてはあるということが言えるので、その辺もお知らせしたかったということでございます。

今後については、茨城県、当然この那珂市にも合ったいろんな農産物というのは、やっぱり研究開発が必要になりますので、その辺の費用についても県のほうへ要望していく必要があるということが言えるのではないかなというふうに思います。

それともう一つ心配なのは、この種子法がなくなったときに、農業競争力強化支援法というのができまして、これは農家さんを守る法律なんですけれども、その中の8条第4項に、今まで培って、いろんなこの新品种を開発してきたノウハウというものをオープンにしていけると、これは国内に限らず、民間業者に、これは海外にもそうなんですけれども。そうしますと、いろんな情報が当然その種苗のメーカー、大企業もありますけれども、買い取られてどんどん比重が高くなりますので、地元で代々続く特産と言われる農産物が非常に厳しい状態になるということもこれから起こってきますよねというところもあって、その辺の兼ね合いもこの種苗法の改正に大きく影響しているということがあります。

ちょっと概略で申し訳ないですが、説明については以上でございます。

福田委員 委員長、やっぱりJ Aが来ないと駄目だよ、これ。発信者がJ Aなんでもん。

寺門議員 私がもらったので、今回は皆さんのところにオープンをさせていただきました。

資料としてJ Aも公式にまだ対外発表といいますか、PRしていないので、この種苗法の改正という問題についてもきちんとやっぱり考えていかなきゃいけないよということも私はお知らせしたいし、併せてJ Aとしても今後きちんと対応をしていただきたいと思いますというのと、今回はこの種苗法改正にまつわるところで審議をきちんとやってくださいということでこの意見書を出してほしいんです。

今まで5月のときは、もう農家さんの意見なんかもう無視して、じゃ、対外輸出で、その国できちんと登録すればいいよねと、輸出禁止のほうに向いちゃったものですから、

農家さんを守るというほうがちょっと抜けちゃっているんですね。その辺も併せて、きちんと議論をして決めていただきたいという今回の請願でございます。

委員長 質疑ございますか。

石川委員 すみません、最後にちょっとお伺いしたいんですが、村田さんの先ほどの発言の中で、発言を聞いていますと、限られたアイテムで、限られた生産者ですよ。それで間違いありますか。

農家さん、農家さんと言われてはいますが、先ほどの話を聞いていると、限られたアイテムですよ。

請願者 はい。

石川委員 それと、いいものを作りたいという限られた生産者だと思うんですよ。全体的に言えることではないのかなと、村田さんの話は。

請願者 はい。

石川委員 それと、種苗メーカーから種とか苗を購入すると、生産者は自分で作っているものに比べるとどのぐらいの価格差があるものなんですか。

請願者 登録品種と一般品種の差という意味ですか。

石川委員 種苗メーカーに関しては、登録品種ですよ。

請願者 登録していても何年かたつと、また一般品種になるんですけれども。

石川委員 じゃ、登録品種を購入したときに生産者はどれぐらいの負担がかかるんですか。種の価格ですね。

請願者 それはいろいろだと思うんですけれども、例えば、極端な例だと米の場合には、今、流通、生産しているものの多くは公共的に育成された品種が多くて、農家が安く買えますけれども、民間が開発したものでは5倍とか10倍とか価格がするものもありますね。

それは結構極端な差がある分野だと思いますけれども。

石川委員 もう一度聞きますけれども、農業生産者ということではなくて、今捉えているのは、限られたアイテムで、限られた生産者の話をしているわけですね。

請願者 おっしゃるとおりだと思います。この法律が変わったときに、全部の農家が、事態が変わるわけではないし、全部の品種が変わるわけでもないです。

石川委員 そうすると、JAの話は分かりますが、生産者の一般論ではないですね。生産者が非常に困るということをうたっていますけれども。

請願者 ただ、どんな農家でもどういう品種を選ぶかの選択の自由があるはずで、今年は何を作ろうかというのを選択する権利はあるわけですね。そのときに、今までだったら登録品種も作りやすかった、選択肢に入ってきたけれども、ちょっとうちはそんな高いものは買えないなということで選択肢から外れざるを得ないという意味では、農家みんなの問題と言えるかもしれないです。

石川委員 その話じゃなくて、この話を詰めるときには、JAの話も必要でしょう。ただ、生

産者の代表の話も聞きたいですね。そうじゃないと、なかなか進まないですね、これね。何か話が、ちょっと本音が見えてこないのが、私は感じました。村田さんの発言の中で、
寺門議員 今回のこの請願については、石川委員からお話が出たように、生産者、一般の方も含めて、いろんな声をきちんと聴いていただいて、それから審議をしていただきたいというのが今回の請願の内容なので、特定の方だけではないですね。だから、慎重審議というのは残念ながら前回のときにはされていませんので。

ただ、輸出を、海外に優秀な種子あるいはそういったものが流れない、無断で持っていかれないようにと、それを食い止めましょうというのがメインで、一切その農家の皆さんというところの話というのが吸い上げられていないんです。だから、そこをきちんと吸い上げて、慎重に審議をしていただきたいというこういう訴えでございます。

以上です。

委員長 では、質疑ございますか。

(なし)

委員長 では、なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

請願提出者をご退席をお願いいたします。

休憩（午後0時06分）

再開（午後1時00分）

委員長 再開をいたします。

先ほどの請願第3号なんですけれども、各委員のご意見を伺います。

花島委員 私は認めるべきかなと思っています。種苗法に反対する、改正に反対するというわけではなくて、慎重審議を求めるということなんで、まさに慎重審議をしてほしいというのが今日の議論の内容かなと思います。

それで、私いろいろ考えてみまして、厚生労働省のホームページを見たり、農業をやっている人も賛成の人もいますよね。その知的財産権、何て言うんだらう、特許と似たように、先に作ったやつの権利という点ではいいのかなと思うんですが、実は私は特許についても今の特許制度ってきつく縛り過ぎだと思っているんです。ちょっとした何かで抑えられちゃうと、ちょっとした改良を加えても、こっちに触れたら駄目といううなのがありますね。

それで、じゃ、そういうのをどうするんだと言ったら、例えばこの農作物なんかについては、国とか公的機関が、これを作ったから自分がもうけるとかというんじゃないで、開発するというのが基本で進めて、それでいいんだと私は思っているんです。

ところが、今の世の中って何でもこれをやったらこれはもうかるからみたいな話をベースに動かそうとしているんだけど、それには反対だということもあります。

もう一つは、先ほど質問で私聞いて分かったんですけれども、要するに、例えば登録さ

れたAの品種と、ここで作っているBの品種が同じかどうかで見るのが、特性を見比べるだけだというのでは、本当に危なっかしいと思っているんです。直接、農家としては自分が登録品種を使うつもりはなくても常に気をつけなきゃいけなくなっちゃうんですよね。どこかからもらった苗だって、下手すれば登録品種かもしれないみたいな話になってきて、いろいろ弊害は多いかなというふうに思っています。

何か農水省の資料を見ると、外国に流出するからという話があるんですけども、それはそうかもしれないけど、ある程度流出してもしょうがないというふうに私は思っているんですね。でも、現状の法律で全く制限できないわけじゃないというのが、農水省も言っているところです。

もうちょっと考えてみなきゃ、賛成か反対かというのはなかなか分からないのですが、まさに慎重審議を求めるという点でそのまま採択していいかなと思っています。

委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

石川委員 先ほどの農民センターの村田さんの説明、それからこのJAのレポートを見させていただいても、なかなか本音が全然見えてこないもので、まだまだ時間を要すると思いますので、継続でお願いします。

委員長 ほかにございますか。

木野委員 確かに、花島委員の言っていることもよく分かるんですけども、やっぱり花島委員は自分でも先に資料とか調べたので、ある程度理解をされていると思うんですね。

ただ、私たちは今日ぱっと資料を、あと追加の部分を得たので、できればもう少し色濃くこちらのほうで調べた上でやったほうがいいのかなと思うので、できれば継続で思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ほかありますか。

継続審査というご意見が多くありましたので、お諮りいたしたいと思います。

請願第3号を継続審査することに賛成の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、請願第3号は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願第3号の審議を終わりにします。

暫時休憩いたします。

休憩(午後1時05分)

再開(午後1時06分)

委員長 それでは、再開いたします。

午前中に引き続き公共下水道全体計画の見直し等についてを議題といたします。

(2) のところからよろしく願います。

下水道課長 引き続きよろしく願います。

(2) の合併処理浄化槽の設置に係る補助制度との関連性についてご説明させていただきます。

今回の公共下水道全体計画見直しに伴い、合併処理浄化槽による整備を行うこととなった区域についても、生活排水処理を市内全域において適切に行う観点から、合併処理浄化槽の設置に係る補助制度につきましては、設置推進に寄与する市単独の補助内容とすることを検討いたします。

特に当市においては、くみ取り槽が一定数存在すること及び放流先の確保が課題となっていることから、補助制度を拡充することを検討いたします。

別添資料2のほうをお願いいたします。

こちらの資料は、1枚目に現行制度、裏面には市単独補助の検討についてとなっております。

まず、現行浄化槽補助ですけれども、平成24年度より単独処理浄化槽撤去に係る費用相当額を負担しております。さらなる単独処理浄化槽からの転換を加速するために、令和元年度より宅内配管工事費補助が新設されました。合併処理浄化槽の更新、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽につきましては、令和元年度をもって国の補助制度が終了となっておりますが、当市では単独補助として引き続き実施しているところでございます。

表の見方になりますけれども、合併処理浄化槽の新設は新築になります。現行では、浄化槽設置に係る補助のみとなっております。

次に転換でございますが、こちらは単独処理浄化槽かくみ取り槽からの転換になります。家屋の改築や増築がある場合と外構工事だけの場合、バー表示になっているものがございますけれども、外構工事だけのものとなっております。さきに説明しました単独処理浄化槽撤去補助及び宅内配管工事費補助につきましては、単独処理浄化槽を全撤去した場合のみ上乘せされるものですが、改築や増築に伴う場合は、単独処理浄化槽撤去補助や宅内配管工事費補助の上乗せはなく、浄化槽の設置補助のみとなっております。

くみ取り槽からの転換についても同様に、浄化槽の設置補助のみとなっております。

次に、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽の更新については、改築や増築についても外構工事だけでも、どちらでも当市では単独補助として補助しているところでございます。裏面をお願いいたします。

市単独補助の検討でございます。

汚水処理人口普及率95%概成の目標を達成するためには、未計画区域における単独処理浄化槽約1,100世帯と、くみ取り槽約1,500世帯の合併処理浄化槽への転換を加速させることが重要となっておりますけれども、制度において、くみ取り槽からの転換の場

合、宅内配管工事費補助は適用外となっております。このため宅内配管工事費補助が該当にならない方を対象とし、補助の拡充を図りたいと思っております。名称としましては、宅内配管工事費単独補助。

また、道路側溝などの処理水の放流先がない地域の格差を是正するため、敷地内処理装置が必要な場合、補助の上乗せを図りたいと思っております。名称としまして、敷地内処理装置設置補助。

これらの補助の拡充につきましては、合併処理浄化槽への転換者を対象としております。見直しにより、補助制度拡充の考え方になりますけれども、下水道未計画区域にお住まいの方の合併処理浄化槽への転換を加速するために現行の補助が該当にならないところを拡充したいと考えております。

表になりますが、真ん中の転換になります。そちらのところ○と※表示でしている部分が、市独自における補助拡充部分になります。

なお、将来的に公共下水道を整備する区域、先ほどの那珂市全体図において赤色となった区域につきましても、事業認可を得るまでの当面の間は、合併処理浄化槽による整備を行うこととなった区域同様に補助をすることを検討しております。

こちらにつきましても、12月の常任委員会において補助金額も含め、詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

花島委員 合併浄化槽の補助なんですけれども、将来計画に入っているけれども、当面整備するのが大分先になるというところについても補助をするということはいいんですが、そのときにこの合併浄化槽の減価償却期間後になるという、この減価償却期間というのは何年なんですか。

下水道課長 補助を充てるに当たっては7年と言われております。

花島委員 7年。分かりました。

もう一つ。一応検討しますと当たり前なんですけれども、どのくらい、その実現性があるのか。

下水道課長 こちらの金額につきましても、市の重要施策でもありますので、これから当然実施計画上にもいろいろ検討はしていますけれども、庁議にも諮って決定していかなくちゃいけないところでありますので、市の全体の財源等もありますので、その辺まだ額が決まっていないというのが現状です。

ただ、我々としましては下水道の整備に当たって、合併処理浄化槽が重要な事業であるというふうに認識しておりますので、執行部には丁寧な説明をした上で十分な拡充を行っていきたいと考えておりますので、ちょっと金額についてはまだ何とも言えないとこ

ろですみません。

花島委員　そういう答えになるということなんだろうが、このバランスの問題がありますので、やっぱり福田委員がおっしゃったように、下水道がもう既に来ている人はもうメリットを受けているし、すぐ来る方はメリットを受けていて、一方遅らせる人は負担が大きいですので、その辺も考えて、ぜひきちっとした補助を計画していただきたいと思います。

委員長　ほかにございますか。

石川委員　敷地内処理装置というのは、どういうものになりますか。

下水道課長　蒸発散槽というか、浸透式とかそういったものになります。

石川委員　もう一度お願いできますか。

下水道課長　処理した水を敷地内で浸透させる装置という形になります。

石川委員　それは単独処理浄化槽には今ついてはいないんですか。水を浸透させる。

下水道課長　今、性能的にもいろんなメーカーで作られていまして、そういった今までも既存であるものと新しいものがありますけれども、やはりその地域の差の是正というか、委員のほうからも言われているその放流先がないところについての格差の是正ということ埋めるために、そういう装置を設置する方について補助を上乗せしたいというか、補助を拡充したいというふうに考えております。

委員長　ほかにございますか。

木野委員　市独自の補助を行っているということですが、これはこの先、どれぐらいを目安に、いつまでとかというのは決めているんでしょうか。

下水道課長　国においては、令和8年度に汚水処理というか普及率を95%にしろというその目標を掲げられているところですが、我々下水道課としましては、引き続き向こう何年という期間限定というものを設けず、補助は行っていきたいと考えております。

木野委員　確かにそうだと思うんですが、ただ、特に交換するとき、中の配管のほうまでの補助30万円ってありますよね。それもずっと継続していただける予定なんですかね。

下水道課長　そちらの宅内配管工事補助、現行の補助ですが、こちらは国の補助金が充てられる制度になっておりますので、国の補助がなくなったときにどのようになるかというところなんですけれども、30万円の上限金額になっております。国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1なんですけれども、今、那珂市におきましては、茨城県自体が霞ヶ浦の区域についての水の浄水とその手当のほうを厚くしたいということで、那珂市にはちょっと3分の1が下りていませぬので、市は3分の2、20万円補助しているんですけれども、引き続きそれは国の補助金がなくなっても、我々は行っていきたいというふうには考えております。

木野委員　じゃ、今回までにこの宅内配管工事30万円というのを使われた件数は何件ぐらい

ありますか。

下水道課長 すみません、今年度でしょうか。

木野委員 今年度です。

下水道課長 今年度の申請につきましては、32件ほど今上がっております。

木野委員 はい、分かりました。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 ないようですので、じゃ、続きまして(3)のほうをお願いします。

下水道課長 最後に、(3)今後の予定についてでございます。

別添資料3のほうをお願いいたします。

公共下水道全体計画の見直しについては、今回の見直し案を基に市街化区域からおおむね1キロメートル圏内と集落性を考慮した最終案を11月の下水道審議会に提示し、12月の議会定例会に報告していきたいと思っております。その後、住民説明会を経て、3月の下水道事業審議会において諮問・答申を行い、3月の議会定例会では、住民説明会の実施結果及び下水道事業審議会答申についての報告をいたします。

なお、公共下水道全体計画の見直し及び合併処理浄化槽制度補助の見直しについては、市の重要施策でもありますので、次回下水道審議会の前には庁議に議案を提出していきたいと思っております。その上でも、合併処理浄化槽補助制度の見直しについては、これから行われる実施計画に計上し、関係機関と拡充する補助金の調整を行った後、当市における汚水処理状況を踏まえた独自補助制度を来年度より実施したいというふうに考えております。

以上になります。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。よろしいですか。

(「頑張ってやってよ」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、質疑がございませんでしたので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後1時18分)

再開(午後1時20分)

委員長 それでは、再開いたします。

水道課が出席しております。

議案第69号 令和元年度那珂市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部より一括してご説明をお願いいたします。

水道課長 水道課長の澤島です。外3名が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第 69 号についてご説明いたします。

こちらの薄手の那珂市水道事業決算書、こちらのほうのご準備をお願いいたします。

議案書の 17 ページをお開き願います。

こちらは、税抜きの金額となっております。

令和元年度那珂市水道事業収益費用明細書。

収益的収入。

1 款水道事業収益 11 億 4,665 万 249 円、1 項営業収益 10 億 7,934 万 8,199 円。水道料金及び加入分担金などの収入になります。

2 項営業外収益 6,730 万 2,050 円。主に、雑収益の電源立地交付金、下水道料徴収取扱負担金及び長期前受金戻入などの収入となっております。

3 項特別利益ゼロ円。

次に、18 ページをお願いいたします。

収益的支出についてご説明いたします。

1 款水道事業費 9 億 1,847 万 8,768 円、1 項営業費用 8 億 9,914 万 4,299 円、1 目原水及び浄水費 4 億 3,835 万 3,272 円。浄水場の運転管理及び受水に要した費用となっております。

2 目配水及び給水費 3,009 万 3,734 円。排水施設及び給水施設の維持管理に要した費用となっております。

右側、19 ページをお願いいたします。

4 目総係費 1 億 2,718 万 2,476 円。職員人件費、総務事務費に要した費用となっております。

次、20 ページをお願いいたします。

5 目減価償却費 2 億 9,694 万 8,331 円。有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費になります。

6 目資産減耗費 656 万 6,486 円。

2 項営業外費用 1,888 万 5,763 円、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 1,792 万 6,588 円。企業債の支払利息になります。

2 目消費税ゼロ円。

3 目雑支出 95 万 9,175 円。

次、右側、21 ページをお願いいたします。

3 項特別損失 44 万 8,706 円、1 目固定資産売却損ゼロ円。

2 目過年度損益修正損 44 万 8,706 円。

6 項予備費ゼロ円、1 目予備費ゼロ円です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、質疑に入らせていただきます。質疑ございませんか。

花島委員 今初めて知ったんですけれども、下水道料金の徴収取扱負担金という収入がありますね。これって、要するに下水道料金と上水道の料金を一緒に徴収して、徴収した下水道の分を下水道の事業のほうに回すということですか。

それで、それはそうだと思うんですけれども、水道を使っていないけど、下水道を使っているという方もゼロじゃないですよ。井戸水でとか。そういう方の扱いも含めてどうなっているか聞きたいです。

水道課長 委員のご指摘のとおり、水道を使用している家庭の水栓の数、メーターの水量に対して水道料金を頂いているんですけれども、下水道の場合にも水道を使用している場合には、水道を使用している水量に対して頂いております。

水道を使用していない、井戸水に関しましては、下水道課のほうが独自に徴収しておりますので、この中には入っておりません。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

石川委員 すみません、今のお答えの中で、その下水道料金だけを取っているという、下水道のメーターというのはついているわけですか、単独で、メーターが。

水道課長 下水道料金なんですけれども、井戸水等を使っている方には人数で、世帯人数当たり何立米という形で計算して、その数字を基に下水道の使用料を取っているところです。

石川委員 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 ほかにないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 69 号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 69 号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩 (午後 1 時 28 分)

再開 (午後 1 時 30 分)

委員長 再開いたします。

土木課が出席しております。

議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について (土木課所管部

分)を議題といたします。

所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

土木課長 土木課長の今瀬です。外5名の職員が出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、すみませんが、説明に入る前にちょっと決算施策調書の修正がありますので、申し訳ありませんけれどもちょっとお願いしたいと思います。

まず、繰越明許費を二重に計上してしまったところがありましたので、施策調書の69ページをお願いいたします。

69ページの道路維持補修事業になります。右上の歳出決算額のところなんですけど、1億6,628万5,000円のところですけども、こちらが1億5,978万5,000円になります。

(「すみません、もう一回」と呼ぶ声あり)

土木課長 1億6,628万5,000円のところが、1億5,978万5,000円になります。

さらにその下、一番下の一般財源というところなんですけども、3,208万5,000円のところが2,558万5,000円になります。

そして、その下のところの事業内容というところに15節工事請負費というところがあるかと思いますが、こちら1億3,650万5,506円というふうに表記されていますが、こちらを1億3,000万5,506円に修正をお願いいたします。

もう一つ、同じく繰越明許費を二重に計上してしまったところが71ページになります。橋りょう長寿命化修繕事業になるんですが、同じく右上の歳出決算額のところになります。調書のほうが3,738万7,000円になっておりますが、こちらを1,946万8,000円に修正をお願いします。3,738万7,000円を1,946万8,000円をお願いします。

それとまた、その一般財源のところになりますけど、調書で2,528万7,000円というところを736万8,000円に修正をお願いします。

すみません、最後にもう一つ、81ページの両宮排水路整備事業の繰越明許費のところ、中段の事業内容で15節工事請負費というところの表の上に5,579万円と表記されていますが、こちら表記ミスでありまして5,706万6,000円に修正をお願いいたします。

修正は以上です。申し訳ありませんでした。

それでは、改めまして説明させていただきます。

決算書156ページをお開き願います。決算施策調書は68ページから84ページになります。

それでは、初めに5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、支出済額1億4,266万4,652円でございます。この目のうち土木課所管につきましては、決算書の159ページの右側の上の段になりますが、湛水防除施設維持管理事業になります。支出済額が794万6,942円でございます。この事業は、久慈川に設置されています3か所の排水機場の維持管理のための経費でございます。

次のページをお開き願います。

6目地籍調査費、支出済額 3,124 万 1,162 円でございます。これにつきましては、木崎地区の地籍調査、さらにはそれに伴う地籍調査の事務費になります。主な不用額でございますが、委託業務における請負差金でございます。

以上です。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

花島委員 地籍調査なんですけど、いろいろ過去の経緯があって大変だったと思うんですが、木崎地区はほぼ終了でしょうか。どの段階になっているか聞かせてください。

管理G長 お答えいたします。

木崎地区におきましては、今、南酒出地区をやっております。進捗率に関しましては、76%を一応登記完了という形になってございます。

以上です。

花島委員 登記完了76%というのは木崎地区全体ですか。

それともう一つ聞きたいのは、測量が終わっているのはどのくらいになりますか。

管理G長 木崎地区全体におきまして76%という形になりまして、測量が終わっているものは、すみません、数字的にはちょっと計算しないと出ないものですから、この場での持越しをお願いいたします。

委員長 大丈夫ですか。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 ないようなので、質疑を終結いたします。

続きまして、どうぞ。

土木課長 続きまして、7款土木費についてご説明いたします。

決算書の170ページをお開き願います。

7款土木費、1項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、支出済額2億2,478万8,130円でございます。こちらは職員人件費及び道路整備に要する事務費でございます。

次のページをお開き願います。

2目道路維持費、支出済額2億7,078万4,817円でございます。こちらにつきましては繰越明許費を含めまして、道路の維持補修に要した費用でございます。主な不用額でございますが、工事請負費の請負差金でございます。

続きまして、174ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費、支出済額3億5,900万9,425円でございます。主な支出としましては、繰越明許費を含めました道路整備に要した費用でございます。この主な事業の不用額でございますが、委託料及び工事請負費の請負差金になります。

続きまして、同じページになります。

4目橋りょう維持費でございます。支出済額 3,761 万 5,138 円でございます。こちらにつきましても、橋りょう長寿命化に伴う点検及び設計業務に要した費用でございます。主な不用額でございますが、次年度に振りました工事費と委託料の請負差金でございます。

そのページ、一番下の段になります。

7款土木費、2項河川費、1目河川総務費でございます。支出済額 78 万 5,460 円でございます。こちらの事業では、那珂川と久慈川にあります樋管施設の維持管理に要した費用でございます。

次のページをお願いいたします。

2目河川維持費でございます。支出済額 231 万 9,378 円でございます。こちらにつきましては、市内の調整池及び両宮排水路の維持管理に要した費用でございます。

その下の段になります。

3目河川改修費でございます。支出済額 5,706 万 6,000 円でございます。主な支出としましては、繰越明許分の両宮排水路整備の請負工事費でございます。

続きまして、240 ページをお開き願います。

10 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費、1 目現年度災害でございます。支出済額 245 万 7,500 円でございます。このうち土木課所管分につきましては、241 ページの単独災害復旧事業になります。支出済額 224 万 800 円でございます。こちらは台風 19 号によりまして、久慈川が増水しまして、損傷しました額田地内の道路復旧工事の工事請負費になります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えのほうをよろしくをお願いいたします。

休憩（午後 1 時 45 分）

再開（午後 1 時 46 分）

委員長 再開いたします。

都市計画課が出席しております。

議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（都市計画課所管部分）を議題といたします。

所管部分について執行部より一括してご説明をお願いいたします。

都市計画課長 都市計画課長の高塚です。外3名の職員が出席しております。どうぞよろしく
お願いします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、決算書176ページをお開きください。

なお、決算主要施策調書については85ページから92ページが都市計画課所管の事業
となっております。

それでは、決算書のほうをお願いいたします。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、支出済額1億496万9,760円に
なります。このうち職員人件費、都市計画総務費、次の179ページ右側でございますが、
都市計画基本図作成事業が都市計画課所管でございます。

続きまして、左側の178ページをお願いします。

2目まちづくり事業、支出済額1億1,377万7,804円になります。不用額の主なもの
につきましては、補償費等の減によるものでございます。

続きまして、同じページの下の段です。3目街路整備費になります。支出済額2億926
万461円になります。不用の主なものにつきましては、工事請負費等の入札差金でござ
います。

続きまして、180ページをお願いします。2段目になります。

5目公園事業費になります。支出済額4,486万7,700円になります。都市公園の緑化
管理費等の事業となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

(なし)

委員長 ないようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後1時50分)

再開(午後1時51分)

委員長 再開いたします。

建築課が出席しております。

議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(建築課所管部
分)を議題といたします。

所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

建築課長 建築課、渡邊でございます。外3名が出席しております。よろしくお願いいたしま

す。

申し訳ありません。着座にて説明させていただきます。

それでは、決算書 84 ページをお開きください。

それでは、款項目、支出済額の順にご説明させていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、7 目コミュニティ費 2 億 1,286 万 5,878 円のうち、建築課所管分といたしまして、101 ページをお開きください。備考中段になります。空き家バンク運営事業 14 万 9,344 円。こちらですが、主な内容といたしまして、空き家バンクに関するチラシの印刷費となっております。

続きまして、176 ページをお開きください。

7 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 1 億 496 万 9,760 円のうち、建築課所管分といたしまして、1 枚おめくりいただきまして 179 ページをお願いいたします。備考上段になります。建築総務事務費 57 万 1,685 円。

続きまして、木造住宅耐震化推進事業 30 万円でございます。

続きまして、さらに 1 枚めくっていただきまして 180 ページをお願いいたします。中段になります。

7 款土木費 4 項住宅費、1 目住宅管理費 3,401 万 9,066 円でございます。こちらの不用額の主なものですけれども、委託料 55 万 8,573 円と工事請負費 14 万 3,200 円でございます。こちらの理由でございますが、いずれも入札による請負差金ということになっております。

続きまして、240 ページをお願いいたします。中段になります。

10 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費、1 目現年度災害 245 万 7,500 円のうち、建築課所管分といたしまして市営住宅単独災害復旧事業 21 万 6,700 円。こちらは台風 19 号で受けました公営住宅の屋根などの修繕料となっております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩 (午後 1 時 55 分)

再開 (午後 1 時 56 分)

委員長 再開いたします。

農業委員会事務局が出席しております。

議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について (農業委員会事

務局所管部分)を議題といたします。

所管部分について、執行部より一括してご説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長 農業委員会事務局の事務局長をしています海老沢です。外1名が出席しています。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にして説明させていただきます。

決算書の148ページの下段の部分をお開きください。主要施策調書につきましては、96ページになります。

では、款項目の順で説明させていただきます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費 2,330万5,767円でございます。農業委員会の運営に要する経費でございます。主な不用額につきましては、前年度、2月、3月に開催を計画していました人・農地プランの実質化に向けた集落単位での策定会議、座談会を計画していたんですけれども、新型コロナウイルスの関係で開催ができませんでした。そのために利用配分計画等の農業委員、あるいは農地利用最適化推進委員に支払う委員の報酬の部分が不用額となったということになります。

説明は以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なし)

委員長 ないようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後1時58分)

再開(午後1時59分)

委員長 それでは、再開いたします。

農政課が出席しております。

議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(農政課所管部分)を議題といたします。

所管部分について執行部より一括して説明願います。

農政課長 農政課長の浅野でございます。外3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算書150ページをお開きください。ページの下段でございます。

款項目、支出済額の順にご説明をいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、支出済額1億5,257万8,977円。

続きまして、152ページをお開きください。

3目農業振興費、支出済額5,547万9,526円。

続きまして、156 ページをお開きください。

4 目畜産業費、支出済額 27 万 3,182 円。

同じく 156 ページの下段でございます。

5 目農地費、支出済額 1 億 4,266 万 4,652 円。こちら 6 事業のうち、土木課所管の湛水防除施設維持管理事業を除く 5 事業が農政課の所管でございます。

続きまして、160 ページをお開きください。下段でございます。

8 目経営所得安定対策費、支出済額 5,061 万 1,524 円。

続きまして、162 ページをお開きください。上段でございます。

2 項林業費、1 目林業費、支出済額 7 万 838 円。

続きまして、飛びまして 240 ページをお開きください。下段でございます。

10 款災害復旧費、2 項農林水産業施設災害復旧費、1 目農地現年災害復旧費、支出済額 1 億 2,745 万 4,600 円でございます。

なお、決算主要施策調書については、61 ページから 64 ページまでの 4 事業でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がございませんようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩 (午後 2 時 02 分)

再開 (午後 2 時 03 分)

委員長 再開いたします。

商工観光課が出席をしております。

議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について (商工観光課所管部分) を議題といたします。

所管部分について執行部より一括して説明をお願いいたします。

商工観光課長 商工観光課長の石井です。外 2 名が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、決算書の 162 ページをお開きください。

なお、決算主要施策調書につきましては、66 ページと 67 ページが商工観光課所管事業となっております。

改めまして、決算書のほうお戻りいただければと思います。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。ページの中段辺りになります。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、支出済額 7,408 万 2,397 円。

2 目商工振興費、支出済額 4,675 万 4,255 円。10 事業のうち企業立地促進事業を除く 9 事業が商工観光課の所管となっているところです。

続きまして、164 ページをお開きください。ページ下段のほうになります。

3 目観光費、支出済額 8,729 万 1,088 円。主に、なかひまわりフェスティバル事業、八重桜まつり事業における委託料や実行委員会への補助金、市観光協会の団体補助金、静峰ふるさと公園などの公園管理事業などに充てているところでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後 2 時 06 分）

再開（午後 2 時 07 分）

委員長 それでは、再開いたします。

これより議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についての討論及び採決を行います。

まず、討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようなので、討論を終結いたします。

これより議案第 68 号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 68 号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された執行部提出案件の審議は全て終了いたしました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 2 時 08 分）

再開（午後 2 時 08 分）

委員長 それでは、再開をいたします。

その他の案件となります。茨城県市議会議長会令和 2 年度第 1 回議員研修会について協議を行います。

今年の議員研修会は、11 月 16 日、月曜日、小美玉市の四季文化館みの〜れで開催予定

となっており、内容についてはお配りした資料のとおりです。

例年1泊2日の研修となっておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今回は講演のみの日帰りの研修となっております。

研修会のご参加を希望される方はございますでしょうか。行ったことがないという人がいらっしやれば。

(なし)

委員長 私、行ってまいります。

私が行くようになりました。よろしく願いいたします。

あと一つですね。続きまして、産業建設常任委員会の調査事項についてを議題といたします。

調査事項については、6月定例会の委員会においては検討を行い、8月に開催された下水道事業の審議会の傍聴をいたしました。

今後の調査事項の進め方について、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

どうでしょうか。ありますか。

花島委員 下水道は言わずもがななんですけれども、ただ、具体的な動きとしては自分には提案はないです。何をやるかという点ではですね。

もう一つは、先ほど継続審議にした農業に関して、JAの話を聞くなり、農家の方の話を聞くなり、あるいは県の農政関係はどう考えているのかも含めていろいろ聞きたいことがあるので、ぜひその調査項目に入れていただけたらと思います。

委員長 ほかにございますか。

今後の下水道審議会なんかはどうでしょうか。今後、また多分12月の定例会の前に審議会のスケジュールが入っていると思うんですが。

花島委員 それは聞きたいですね、私としては。ただ、委員会として聞くかというかどうかはまた別な話なので、いずれにしても関心を持っていきたいと思っています。

それから、特に具体的にどういうふうに市民に話をして、それで市民の反応はどうかというのも知りたいので、いろんな日程等を、説明会とか、ぜひ知らせていただきたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

では、前回も下水道審議会のほうは、下水道課から審議会はこの日程だよということで委員のほうにお伝えしたと思うんですけども、今後も継続で、それは続けていって、また、地元の農家さんとかそうなんですけれども、私もちょっとこのコロナが落ち着いたら、今回のプレミアム付商品券を扱った後で、市内の商工業者の、何て言うんでしょう、その後の、プレミアム付商品券の終わった後のそういった効果ですとか、現在のコロナの影響はどうなのかというのは、ヒアリングしてみたいなとは思っていますけれども。

(「賛成です」と呼ぶ声あり)

委員長 じゃ、そういったのも、地元のそういった農業者も含めて、商工業者も含めて、そういった意見を聴くというのもちょっと今後入れていきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

じゃ、よろしいでしょうか。そういうことで、その点は事務局と調整を進めてまいりますので、準備が進みましたら再度会議を開かせていただきたいと思います。

以上、本日の議題は全部終了いたしました。

委員各位におかれましては、長時間にわたり大変お疲れさまでした。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会（午後 2 時 13 分）

令和 2 年 11 月 27 日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 大和田 和男